

市・市議会からの緊急要請

(令和2年10月20日, 11月24日)

資料 8

2 調都街発第 2030002 号

2 調議発第 2030001 号

令和2年10月20日

国土交通大臣 赤羽 一嘉 様

東日本高速道路株式会社 代表取締役社長 CEO 小島 徹 様

中日本高速道路株式会社 代表取締役社長 CEO 宮池 克人 様

調布市長 長友 貴樹

調布市議会議員 渡辺 進二郎

東京外かく環状道路(関越～東名)工事現場付近での陥没について (緊急要請)

令和2年2月27日に東京外かく環状道路(関越～東名)本線トンネルシールドマシン(南行)が調布市域に進入して以来、調布市域では、野川においてシールドトンネル工事に起因する漏気が発生し、市民から不安の声が寄せられています。また、同年8月頃からは、シールドトンネル工事に伴う騒音や振動等による不安や苦情等が市民から寄せられ、同年9月に調布市立若葉小学校で開催されたオープンハウスにおいても、同内容の説明を求める声を数多くいただいています。

こうした、シールドトンネル工事に不安を抱える市民がおられる中、令和2年10月18日、12時30分頃、東京外かく環状道路(関越～東名)本線トンネル(南行)工事現場付近である、調布市東つつじヶ丘2丁目の市道等で陥没が発生しました。

これまで、調布市からは国土交通省をはじめとする事業者に対して、再三にわたり市民の安全・安心確保の取組について継続的な対応を求めてきた中、今回の陥没が発生したことは誠に遺憾であります。早急な原因究明を行うとともに、地域住民の安全確保、不安の解消に万全の対策を講じるよう、市民の安全・安心と生活環境を守る立場の地元市として、次の事項について、強く要請します。

- 1 令和2年10月19日に開催された「第22回 東京外環トンネル施工等検討委員会」において確認された調査を確実に実施し、当該陥没の原因究明を早期に図ること。
- 2 地元住民に対して、原因究明及び原因がシールドトンネル工事と関係があった場合の再発防止策について、丁寧に説明し不安解消を図ること。
- 3 既にシールドトンネル工事が完了している箇所について、シールドトンネル工事の影響範囲における安全性を確認すること。
- 4 平成30年12月27日付け「東京外環(関越～東名)トンネル工事の緊急時の対応について」の記載事項について、実効性のある内容となるよう、見直し・改善を図ること。
- 5 今回の陥没時における連絡体制及び現場対応が適切に行われなかったことに鑑み、今後、事業者として地元市への迅速かつ丁寧な連絡と現場対応を行うこと。
- 6 既に事業者の判断で一旦中止しているシールドトンネル工事を再開する際は、原因究明及びシールドトンネル工事と関係があった場合の再発防止策の徹底を図るとともに、地元市に十分な説明を行うこと。
- 7 引き続き、沿線7市区と十分な情報共有を図り、定期的な協議の場を設けること。

国土交通大臣 赤羽 一嘉 様

東日本高速道路株式会社 代表取締役社長 CEO 小島 徹 様

中日本高速道路株式会社 代表取締役社長 CEO 宮池 克人 様

調布市長 長友 貴樹

調布市議会議員 渡辺 進二郎

東京外かく環状道路(関越～東名)工事現場付近での 新たな地中の空洞確認への対応について(緊急要請)

令和 2 年 1 月 1 8 日、東京外かく環状道路(関越～東名)本線トンネル(南行)工事現場付近である、調布市東つつじヶ丘 2 丁目の市道等で陥没が発生したことから、同年 1 月 2 0 日、事業者に対して、早急な原因究明を行うとともに、地域住民の安全確保、不安の解消に万全の対策を講じることなど 7 項目について緊急要請を行いました。

その後、原因究明のための調査が開始されたところ、同年 1 月 4 日及び同 2 2 日に東日本高速道路株式会社から発表されたとおり、相次いでトンネル工事現場付近で新たな地中の空洞が発見されました。

同発表資料では、「有識者からは空洞の状況・大きさから、直ちに地表面に変状を及ぼすものではなく、緊急的な対応は必要ないが、空洞は早期に充填することが望ましい」とありますが、トンネル工事に伴う騒音や振動等により不安を抱えてきた市民は、度重なる空洞の発見により更なる大きな不安の中におります。

事業者として 1 月 2 0 日の緊急要請を重く受けとめ、以下の 3 つの事項について、重点的かつ具体的に対応を検討し速やかに実行するよう、市民の安全・安心と生活環境を守る立場の地元市として、強く要請いたします。

- 1 令和 2 年 1 月 1 8 日の陥没箇所並びに 2 つの新たな地中の空洞箇所は、いずれもシールドマシン掘進完了区間の直上であったことから、市内のシールドマシン掘進完了区間及び当該陥没・空洞箇所周辺において、ボーリング調査及び音響トモグラフィ調査を追加で実施するなど、路面空洞調査では計測できない深さの地盤状況等の調査を迅速かつ徹底的に行うこと。
- 2 令和 2 年 1 月 6 日及び同 7 日に開催された説明会での地域住民の意見を真摯に受けとめ、誠実な対応に努めること。そのため、現場事務所の設置、本事象に特化した対面式による相談窓口や電話相談ダイヤルの開設などにより、地域住民に対して、きめ細かに相談に応じられるよう体制を整備するとともに、これまで以上に事象の説明や調査の進捗状況の説明を丁寧に行うこと。
- 3 今回の 3 つの事象は、広く緊急避難を要する状況ではないとの判断であったが、今後、調査の状況によっては、広く緊急避難を要する事象が起こることを想定した対応を図ること。具体的には、事業者が定めた「緊急時の対応」の抜本的な見直しと合わせて、早急に当該地域のみを対象とする暫定的な対応方針を事業者の責任において作成し、地域住民に周知を図ること。